

5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(1)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し</p>	<p>ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進</p> <p>○仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進</p> <p>①仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を企業及び国民各層を対象に進める。</p> <p>○ライフプランニング支援の実施</p> <p>②結婚や子育て・介護などの人生の転機に対応し、長期的</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府</p>	<p>○仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進 両立を図りやすくするための雇用環境整備に関する周知 啓発活動を推進(厚生労働省)</p> <p>○男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランスの推進 「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」提言の普及(厚生労働省 平成18年度～)</p> <p>○「女性のライフプランニングに関する調査」を実施 (内閣府 平成18年度)</p>	<p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>な視野に立ったライフプランニング支援策について検討、実施する。</p> <p>イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実</p> <p>○育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進</p> <p>①男女労働者共に、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における制度の定着に向けた指導を行う。また、育児のための勤務時間短縮等の措置や育児を行う労働者の深夜業を制限する制度等の周知、定着を図る。また、企業において、育児休業の取得等を理由として、解雇その他</p>	厚生労働省	<p>○ 雇用保険法の改正による育児休業給付の給付率の引上げ(厚生労働省 平成19年10月～)</p> <p>育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%)から50%(休業期間中30%・職場復帰後6か月後に20%)に暫定的(平成22年3月31日までに育児休業を開始した者)に引き上げ、事業主及び労働者に対し周知を図った。(事業主へのリーフレットの送付、関係団体を通じた周知等)</p> <p>雇用保険部会報告書(平成19年1月9日)とりまとめ</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)の公布、施行</p>	<p>○ 育児休業給付制度の周知について、今後も引き続き実施(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																														
	<p>の不利益な取扱いが行われないよう、周知啓発、指導を行う。</p>		<p>育児休業給付の支給状況 (人、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="775 325 1375 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 初回受給者数</td> <td>118,339</td> <td>131,542</td> </tr> <tr> <td> 男</td> <td>714</td> <td>978</td> </tr> <tr> <td> 女</td> <td>117,625</td> <td>130,564</td> </tr> <tr> <td>② 支給金額</td> <td>89,542</td> <td>95,607</td> </tr> <tr> <td> 男</td> <td>272</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td> 女</td> <td>89,270</td> <td>95,235</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 育児休業取得促進等助成金(厚生労働省 平成19年度～) 育児休業等の取組を積極的に促進するため、育児休業取得者等に対して独自に経済的支援を行った事業主を対象に育児休業取得促進等助成金を支給</p> <p>○ 適切な行政指導の実施(厚生労働省) 「子ども・子育て応援プラン」(16年12月24日少子化社会対策会議決定)において設定された育児休業取得率等の目標値を踏まえ、育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施</p> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(子育て期の柔軟な働き方支援コース)の支給(厚生労働省 平成14年度～) 勤務時間短縮等の措置等、小学校就学前の子を養育する労働者が育児のために必要な時間を確保しやすい柔軟な働き方ができる制度を設け、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に対して助成金を支給。</p> <p>子育て期の柔軟な働き方支援コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="781 1241 1301 1315"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>131</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>45,500</td> <td>31,050</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	① 初回受給者数	118,339	131,542	男	714	978	女	117,625	130,564	② 支給金額	89,542	95,607	男	272	372	女	89,270	95,235		17年度	18年度	件数	131	79	金額(千円)	45,500	31,050	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充(厚生労働省) 小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成措置を創設するとともに、短時間勤務に係る雇用管理のノウハウ習得に向けた取組の助成など中小企業における短時間勤務制度の導入・利用に対する重点的な支援を行う。</p>
	17年度	18年度																																
① 初回受給者数	118,339	131,542																																
男	714	978																																
女	117,625	130,564																																
② 支給金額	89,542	95,607																																
男	272	372																																
女	89,270	95,235																																
	17年度	18年度																																
件数	131	79																																
金額(千円)	45,500	31,050																																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																		
			<p>○ 両立支援レベルアップ助成金(代替要員確保コース)の支給(厚生労働省 平成12年度～) 育児休業取得者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対し、助成金を支給</p> <p>代替要員確保コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="775 608 1294 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>953</td> <td>1,371</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>213,750</td> <td>300,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(休業中能力アップコース)の支給(厚生労働省 平成4年度～) 育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給</p> <p>休業中能力アップコースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="801 1062 1294 1174"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>3,466</td> <td>3,247</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>214,332</td> <td>201,544</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(職場風土改革コース)の支給(厚生労働省 平成19年度～) 両立支援制度を労働者が気兼ねなく利用できるよう、職場風土改革に計画的に取り組む事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下で、かつ、子育て世代の労働者が50人以上の事業主)を指定し、成</p>		17年度	18年度	件数	953	1,371	金額(千円)	213,750	300,250		17年度	18年度	件数	3,466	3,247	金額(千円)	214,332	201,544	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																				
件数	953	1,371																				
金額(千円)	213,750	300,250																				
	17年度	18年度																				
件数	3,466	3,247																				
金額(千円)	214,332	201,544																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>②中小企業における育児休業や短時間勤務制度の活用を促進するため、助成金の支給などの重点的な支援を行う。</p> <p>③概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることを旨とし、育児休業取得率の向上を図る。(平成16年度男性0.56%、女性70.6%)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>果を上げた場合に支給</p> <p>○ 中小企業子育て支援助成金の支給(厚生労働省 平成18年度～) 育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主(従業員100人以下)に対して助成金を支給。</p> <p>中小企業子育て支援助成金の支給状況</p> <table border="1" data-bbox="786 671 1135 783"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>6,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適切な行政指導の実施(厚生労働省)(5(1)イ①に前掲) 「子ども・子育て応援プラン」(16年12月24日少子化社会対策会議決定)において設定された育児休業取得率等の目標値を踏まえ、育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施。</p> <p>○ 平成16年に育児・介護休業法の改正を実施(厚生労働省 平成17年4月施行) ①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大 期間を定めて雇用される者のうち、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の労働者を対象者として追加 ②育児休業期間の延長 子が1歳を超えても休業が認められる一定の場合にあつては、子が1歳6ヶ月に達するまで取得を可能と</p>		18年度	件数	8	金額(千円)	6,400	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
	18年度									
件数	8									
金額(千円)	6,400									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																			
			<p>した</p> <p>③介護休業の取得回数制限の緩和 対象家族1人につき、介護を要する一の継続する状態ごとに取得を可能とした(期間は通算して93日まで)</p> <p>④子の看護休暇制度の創設 労働者1人につき、年に5日を限度として取得を可能とした</p> <p>育児休業取得率(%)</p> <table border="1" data-bbox="779 627 1301 735"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>0.50</td> <td>0.57</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>72.3</td> <td>88.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より 注:平成17年度調査は5人以上規模の事業所調査であり、平成18年度調査は、30人以上規模の企業調査であるため、数値を単純に比較することはできない。</p> <p>小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置導入率(%)</p> <table border="1" data-bbox="772 914 1227 979"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入率</td> <td>16.3</td> <td>18.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より 注:平成17年度調査は5人以上規模の事業所調査であり、平成18年度調査は、30人以上規模の企業調査であるため、数値を単純に比較することはできない。</p> <p>育児のための深夜業制限の制度導入率(深夜業のある事業所の内)(%)</p> <table border="1" data-bbox="779 1177 1043 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入率</td> <td>50.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より</p>		17年度	18年度	男性	0.50	0.57	女性	72.3	88.5		17年度	18年度	導入率	16.3	18.0		17年度	導入率	50.1	
	17年度	18年度																					
男性	0.50	0.57																					
女性	72.3	88.5																					
	17年度	18年度																					
導入率	16.3	18.0																					
	17年度																						
導入率	50.1																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																						
	<p>④概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を25%にすることを目指し、普及率の向上を図る。(平成16年度10.5%)</p>	厚生労働省	<p>子の看護休暇制度の導入率(%)</p> <table border="1" data-bbox="788 328 1240 384"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> </tr> <tr> <td>導入率</td> <td>33.8</td> </tr> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より</p> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(子育て期の柔軟な働き方支援コース)の支給(厚生労働省 平成14年度～)(5(1)イ①に前掲) 勤務時間短縮等の措置等、小学校就学前の子を養育する労働者が育児のために必要な時間を確保しやすい柔軟な働き方ができる制度を設け、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に対して助成金を支給。</p> <p>子育て期の柔軟な働き方支援コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="781 735 1301 847"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>131</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>45,500</td> <td>31,050</td> </tr> </table> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(代替要員確保コース)の支給(厚生労働省 平成12年度～)(5(1)イ①に前掲) 育児休業取得者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対し、助成金を支給</p> <p>代替要員確保コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="775 1185 1294 1297"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>953</td> <td>1,371</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>213,750</td> <td>300,250</td> </tr> </table>		17年度	導入率	33.8		17年度	18年度	件数	131	79	金額(千円)	45,500	31,050		17年度	18年度	件数	953	1,371	金額(千円)	213,750	300,250	<p>○ 育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充(厚生労働省) 小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成措置を創設するとともに、短時間勤務に係る雇用管理のノウハウ習得に向けた取組の助成など中小企業における短時間勤務制度の導入・利用に対する重点的な支援を行う。</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度																									
導入率	33.8																									
	17年度	18年度																								
件数	131	79																								
金額(千円)	45,500	31,050																								
	17年度	18年度																								
件数	953	1,371																								
金額(千円)	213,750	300,250																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定									
	<p>○仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実</p> <p>⑤育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業取得中の所得保障を含めた子育て家庭の経済支援の在り方について、財源の問題も含め幅広く検討する。</p> <p>ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</p>	厚生労働省	<p>○ 両立支援レベルアップ助成金(ベビーシッター費用等補助コース)の支給(厚生労働省 平成7年度～)</p> <p>労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成</p> <p>ベビーシッター費用等補助コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="781 528 1303 639"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>572</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>719,875</td> <td>742,928</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築等について検討。(厚生労働省)</p>		17年度	18年度	件数	572	570	金額(千円)	719,875	742,928	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、包括的な次世代育成支援の制度的枠組みについて、税制改革の動向も踏まえつつ検討を進める。(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度											
件数	572	570											
金額(千円)	719,875	742,928											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																											
	<p>○介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</p> <p>①介護休業制度や介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備の徹底に向けた指導を行い、その定着を図る。</p>	厚生労働省	<p>○労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、介護休業給付の適切な運営について周知(厚生労働省)</p> <p>介護休業給付の支給状況 (人、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="775 667 1361 817"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 受給者数</td> <td>6,082</td> <td>6,559</td> </tr> <tr> <td> 男</td> <td>1,331</td> <td>1,483</td> </tr> <tr> <td> 女</td> <td>4,751</td> <td>5,076</td> </tr> <tr> <td>② 支給金額</td> <td>1,391</td> <td>1,467</td> </tr> <tr> <td> 男</td> <td>416</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td> 女</td> <td>975</td> <td>1,015</td> </tr> </tbody> </table> <p>○適切な行政指導の実施(厚生労働省)(5(1)イ①に前掲) 「子ども・子育て応援プラン」(16年12月24日少子化社会対策会議決定)において設定された育児休業取得率等の目標値を踏まえ、育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施</p> <p>○育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施(厚生労働省)</p> <p>介護休業取得率(%)</p> <table border="1" data-bbox="792 1241 1137 1337"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>0.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より</p>		17年度	18年度	① 受給者数	6,082	6,559	男	1,331	1,483	女	4,751	5,076	② 支給金額	1,391	1,467	男	416	452	女	975	1,015		17年度	男性	0.02	女性	0.08	<p>○介護休業給付制度の周知について、今後も引き続き実施(厚生労働省)</p> <p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																													
① 受給者数	6,082	6,559																													
男	1,331	1,483																													
女	4,751	5,076																													
② 支給金額	1,391	1,467																													
男	416	452																													
女	975	1,015																													
	17年度																														
男性	0.02																														
女性	0.08																														

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																		
	<p>エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備</p> <p>○働き方の見直し</p>		<p>○ 両立支援レベルアップ助成金(ベビーシッター費用等補助コース)の支給(厚生労働省 平成7年度～)(5(1)イ④に前掲)</p> <p>労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成</p> <p>ベビーシッター費用等補助コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="784 534 1310 646"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>572</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>719,875</td> <td>742,928</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(休業中能力アップコース)の支給(厚生労働省 平成4年度～)(5(1)イ①に前掲)</p> <p>育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給</p> <p>休業中能力アップコースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="784 981 1310 1093"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>3,466</td> <td>3,247</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>214,332</td> <td>201,544</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	件数	572	570	金額(千円)	719,875	742,928		17年度	18年度	件数	3,466	3,247	金額(千円)	214,332	201,544	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																				
件数	572	570																				
金額(千円)	719,875	742,928																				
	17年度	18年度																				
件数	3,466	3,247																				
金額(千円)	214,332	201,544																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>①仕事と生活の調和が図れるよう、働き方の見直しを進めるため、個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善の促進及び仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成のための取組を行う。</p>	厚生労働省	<p>○ 官民が一体となって、仕事と生活の調和の実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。(内閣府)</p> <p>○ ・仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の改革 ・多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築を「車の両輪」として進める必要があることを示した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策(平成19年12月27日少子化社会対策会議決定)。(内閣府)</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省) ・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～) ・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～) ・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進(平成18年度～)</p> <p>○ 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成(厚生労働省) ・仕事と生活の調和推進会議の開催(平成18年度～19年度) ・仕事と生活の調和キャンペーンの推進(平成18年度～19年度)</p> <p>週60時間以上の雇用者の割合(%)</p> <table border="1" data-bbox="763 1337 1375 1402"> <tr> <td></td> <td>17年</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>週60時間以上の雇用者の割合</td> <td>11.7</td> <td>10.8</td> </tr> </table>		17年	18年	週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	<p>○ 関係省庁・経済界・労働界・地方公共団体との連携を図りながら、憲章と行動指針の周知を図るとともに、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を評価。(内閣府)</p> <p>○ 仕事と生活の調和の実現に向け、企業の取組に対する支援や、その成果について広く周知するなど、社会的気運の醸成を図る。(厚生労働省)</p> <p>○ 中央における取組 (厚生労働省) ・先進的モデル事業の実施(平成20年度～)</p> <p>○ 地方における取組 (厚生労働省) ・仕事と生活の調和推進会議の設置(平成20年度～) ・先進的モデル事業(地方版)の実施(平成20年度～) ・仕事と生活の調和推進指標診断サービス事業の</p>
	17年	18年								
週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定									
	<p>②長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに1割以上減少させる。(週労働時間60時間以上の雇用者の割合平成16年12.2%)</p>	厚生労働省	<p>週60時間以上の雇用者の割合 11.7 10.8 総務省「労働力調査」より</p> <table border="1" data-bbox="797 384 1335 687"> <thead> <tr> <th colspan="3">労働者1人平均年次有給休暇の取得率(%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得率</td> <td>47.1</td> <td>46.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「就労条件総合調査」より</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省)(5(1)エ①に前掲) ・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～) ・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～) ・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進(平成18年度～)</p> <p>○ 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成(厚生労働省)(5(1)エ①に前掲) ・仕事と生活の調和推進会議の開催(平成18年度～19年度) ・仕事と生活の調和キャンペーンの推進(平成18年度～19年度)</p>	労働者1人平均年次有給休暇の取得率(%)				17年	18年	取得率	47.1	46.6	<p>実施(平成20年度～)</p> <p>○ 仕事と生活の調和キャンペーンの実施(平成20年度～)(厚生労働省)</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省) ・職場意識改善助成金(仮称)の支給(平成20年度～) ・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～) ・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～) ・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進(平成18年度～)</p> <p>○ 仕事と生活の調和の実現に向け、企業の取組に対する支援や、その成果について広く周知するなど、社会的気運の醸成を図る。(厚生労働省)</p> <p>○ 中央における取組(厚生労働省) ・先進的モデル事業の実施(平成20年度～)</p> <p>○ 地方における取組(厚生労働省) ・仕事と生活の調和推進会議の設置(平成20年度～)</p>
労働者1人平均年次有給休暇の取得率(%)													
	17年	18年											
取得率	47.1	46.6											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定															
	<p>③企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度までに少なくとも55%以上にする。(平成16年度46.6%)</p>	厚生労働省	<p>週60時間以上の雇用者の割合(%) 5(1)エ①に前掲</p> <table border="1" data-bbox="768 336 1368 411"> <tr> <td></td> <td>17年</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>週60時間以上の雇用者の割合</td> <td>11.7</td> <td>10.8</td> </tr> </table> <p>総務省「労働力調査」より</p> <p>労働者1人平均年次有給休暇の取得率(%)</p> <table border="1" data-bbox="786 552 1323 724"> <tr> <td></td> <td>17年</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>取得率</td> <td>47.1</td> <td>46.6</td> </tr> </table> <p>厚生労働省「就労条件総合調査」より</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省)(5(1)エ①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～) ・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～) <p>○ 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成(厚生労働省)(5(1)エ①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和推進会議の開催(18年度～19年度) ・仕事と生活の調和キャンペーンの推進(18年度～19年度) <p>週60時間以上の雇用者の割合(%) 5(1)エ①に前掲</p> <table border="1" data-bbox="768 1380 1368 1404"> <tr> <td></td> <td>17年</td> <td>18年</td> </tr> </table>		17年	18年	週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8		17年	18年	取得率	47.1	46.6		17年	18年	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的モデル事業(地方版)の実施(平成20年度～) ・仕事と生活の調和推進指標診断サービス事業の実施(平成20年度～) <p>○ 仕事と生活の調和キャンペーンの実施(平成20年度～)(厚生労働省)</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場意識改善助成金(仮称)の支給(平成20年度～) ・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～) ・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～) ・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進(平成18年度～) <p>○ 仕事と生活の調和の実現に向け、企業の取組に対する支援や、その成果について広く周知するなど、社会的気運の醸成を図る。(厚生労働省)</p> <p>○ 中央における取組(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的モデル事業の実施(平成20年度～) <p>○ 地方における取組(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和推進会議の設置(平成20年度～) ・先進的モデル事業(地方版)の実施(平成20年度～) ・仕事と生活の調和推進指標診断サービス事業の
	17年	18年																	
週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8																	
	17年	18年																	
取得率	47.1	46.6																	
	17年	18年																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等			今後の実施予定
				17年	18年	
			週60時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	実施(平成20年度～)
			総務省「労働力調査」より			
			労働者1人平均年次有給休暇の取得率(%)			
				17年	18年	
			取得率	47.1	46.6	
			厚生労働省「就労条件総合調査」より			
	④短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の普及を目指す。	厚生労働省	○短時間正社員制度導入の手順等をまとめたマニュアルを事業主へ提供するとともに、実際に短時間正社員制度を導入した事業主に対して助成金を支給するなど、制度普及に向けた取組を実施(厚生労働省 平成18年～)(3(4)ア①に前掲)			○仕事と生活の調和キャンペーンの実施(平成20年度～)(厚生労働省)
	○育児期の男性の働き方の見直し					○労働時間等の設定改善に向けた取組の推進(厚生労働省) ・職場意識改善助成金(仮称)の支給(平成20年度～) ・労働時間等設定改善援助事業の実施(平成18年度～) ・労働時間等設定改善推進助成金の支給(平成18年度～) ・特に時間外労働が長い事業場に対する自主的取組の推進(平成18年度～)
	⑤育児期の男性の育児等の時間を先進国並みにするなど、男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性の育児休業取得を促進するとともに、時間外労働の	厚生労働省	○両立支援レベルアップ助成金(男性労働者育児参加促進コース)の支給(厚生労働省 平成17年度～) 男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けた取組を行う事業主を指定した上で、実際に取組を行った場合に支給			○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)
			男性労働者育児参加促進コースの支給状況			
				17年度	18年度	
			件数	178	168	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定														
	<p>短縮や小学校就学前の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働を免除する制度等の普及促進を図る。</p> <p>○企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価</p> <p>⑥仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるように取組を行うファミリー・フレンドリー企業を目指す企業の取組を支援するなど、企業における自主的な取組の促進を図る。</p> <p>⑦ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計で700企業にする。(平成17年度までの累計270</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<table border="1" data-bbox="815 272 1308 344"> <tr> <td>件数</td> <td>178</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>89,000</td> <td>84,000</td> </tr> </table> <p>○インターネット上に、「両立指標」を活用した企業診断が行えるシステム「ファミリー・フレンドリー・サイト」を開発(厚生労働省 平成16年3月)</p> <p>○「両立指標に関する指針」の策定(厚生労働省 平成15年4月)</p> <p>○ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施(厚生労働省 平成11年度～18年度)</p> <p>○均等企業表彰とファミリー・フレンドリー企業表彰を統合した均等・両立推進企業表彰を実施(厚生労働省 平成19年度～) (3(1)イ①に前掲)</p> <p>○均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)表彰数(累計) (厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="797 1321 1240 1406"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>企業数</td> <td>270</td> <td>304</td> <td>310</td> </tr> </table>	件数	178	168	金額(千円)	89,000	84,000		17年度	18年度	19年度	企業数	270	304	310	<p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
件数	178	168																
金額(千円)	89,000	84,000																
	17年度	18年度	19年度															
企業数	270	304	310															

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																														
	<p>企業)</p> <p>⑧企業における、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施について支援する。</p> <p>⑨次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(男性の育児休業取得実績がある企業)の割合を平成21年度までに計画策定企業の20%以上にする。</p> <p>⑩一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成21年度までに100%にする。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<table border="1" data-bbox="801 272 1240 312"> <tr> <td>企業数</td> <td>270</td> <td>304</td> <td>310</td> </tr> </table> <p>○ 企業における次世代育成支援の取組の推進(厚生労働省 平成16年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画策定・届出促進のための周知・啓発 次世代育成支援推進センターによる一般事業主行動計画の策定・実施に関する、一般事業主に対する相談援助等の支援 <p>一般事業主行動計画届出数</p> <table border="1" data-bbox="777 639 1205 791"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度末</th> <th>18年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業(301人以上)</td> <td>12,726</td> <td>13,219</td> </tr> <tr> <td>中小企業(300人以下)</td> <td>1,657</td> <td>5,736</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,383</td> <td>18,955</td> </tr> </tbody> </table> <p>○(参考)次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="819 1023 1252 1174"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年9月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業(301人以上)</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>中小企業(300人以下)</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>366</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 一般事業主行動計画届出割合(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="801 1305 1294 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度末</th> <th>18年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業(301人以上)</td> <td>99.1%</td> <td>99.8%</td> </tr> </tbody> </table>	企業数	270	304	310		17年度末	18年度末	大企業(301人以上)	12,726	13,219	中小企業(300人以下)	1,657	5,736	計	14,383	18,955		19年9月末	大企業(301人以上)	340	中小企業(300人以下)	26	計	366		17年度末	18年度末	大企業(301人以上)	99.1%	99.8%	<p>○ 企業における次世代育成支援の取組の一層の推進(厚生労働省)</p> <p>次世代育成支援推進センターにおいて、事業主に対する相談・援助を実施し、中小企業における一般事業主行動計画の策定、届出を促進するとともに、多くの事業主が認定を目指して取組を行うよう一層の周知・啓発に取り組む。</p>
企業数	270	304	310																															
	17年度末	18年度末																																
大企業(301人以上)	12,726	13,219																																
中小企業(300人以下)	1,657	5,736																																
計	14,383	18,955																																
	19年9月末																																	
大企業(301人以上)	340																																	
中小企業(300人以下)	26																																	
計	366																																	
	17年度末	18年度末																																
大企業(301人以上)	99.1%	99.8%																																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑪企業と地域の子育て支援グループが連携を図り、地域における子育て支援環境が整備されるよう奨励する。</p> <p>⑫仕事と育児を両立できる職場環境づくり等、少子化に対応した経営を行っている中小企業の例を調査・分析した上で、ベストプラクティスを普及することにより中小企業の少子化対策を促進する。</p> <p>○育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供</p> <p>⑬育児・介護をしながら働き続ける労働者等に対し、電話等により育児、介護、家事等に関する各種サービスについ</p>	<p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 次世代育成支援対策推進法第7条に基づき定められた「行動計画策定指針」において、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子供の支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。」ことを例示し、各企業の取組を推進(厚生労働省平成16年～)</p> <p>○ これまで、少子化対応経営の取組によって有為な結果を得ることができている事例を整理。他社へ参考モデルとして紹介すべく、パンフレット(事例集)を作成し、普及。(平成18年度～22年度) 実績:全国の商工会議所、各都道府県等を通じ、5万部を配布。(経済産業省)</p> <p>○ 育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで提供(厚生労働省 平成14年6月～)(3(3)イ①に前掲)</p>	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ これまでに得られた事例を分析、知見・教訓を類型化するなど、中小企業経営者が少子化対応経営にあたり、実務的に利用できるよう、具体的な導入方法をマニュアルとしてまとめ、普及。(経済産業省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>ての地域の具体的情報を提供するフレックステーレフォン事業を拡充するとともに、インターネット等を活用し、保育・育児に関する情報を始め、仕事と育児・介護の両立のための相談、情報提供等の充実を図る。</p>			
<p>(2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実</p>	<p>ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実</p> <p>○保育サービスの整備</p> <p>①多様な保育サービス需要に適切に対応し、仕事と子育ての両立の負担感を軽減するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児回復期にある乳幼児保育の普及、事業所内託児施設の設置・運営、気軽に利用できる子育て支援拠点の整備の推進等、子育て家庭が必要なときに利用</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(厚生労働省 平成17年度～) 待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数の拡大を図る。 平成16年度 203万人→平成21年度 215万人 (平成18年度実績 211万人) (平成17年度実績 208万人)</p> <p>○ 延長保育の推進(厚生労働省) 平成16年度 12,783か所→平成21年度 16,200か所</p>	<p>○ 平成16年12月に少子化対策会議において決定した少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(「子ども・子育て応援プラン」)に基づき、待機児童の計画的解消、多様な保育サービスの一層の充実を促進。(厚生労働省)</p> <p>○ 病児・病後児保育事業を再編し、病児・病後児に対する保育の充実を図る。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定									
	<p>できる保育サービス等を充実する。また、保育サービスの質の向上と情報提供を推進し、適切なサービスの選択が行われるようにする。</p> <p>②「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21年度に215万人の受入れ</p>	厚生労働省	<p>○ 休日保育の推進(厚生労働省) 平成16年度 666か所→ 平成21年度 2,200か所</p> <p>○ 夜間保育の推進(厚生労働省) 平成16年度 66か所→ 平成21年度 140か所</p> <p>○ 保育サービスの質の向上と情報提供を推進 ・児童福祉施設に係る第三者評価事業を推進(厚生労働省 平成14年度～) ・インターネット上に「i-子育てネット」を開設し、保育所情報等 広範な子育て情報を提供(厚生労働省 平成13年度～)</p> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の支給(厚生労働省 5年度～) 労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。</p> <p>事業所内託児施設設置・運営コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="779 965 1301 1070"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>177</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>726,442</td> <td>1,252,685</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(厚生労働省 17年度～)(5(2)ア①に前掲) 待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数の拡大を図る。 平成16年度 203万人→平成21年度 215万人 (平成18年度実績 211万人) (平成17年度実績 208万人)</p>		17年度	18年度	件数	177	234	金額(千円)	726,442	1,252,685	<p>○ 事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進(厚生労働省) 従業員のために事業所内託児施設を設置、運営又は増築等を行う事業主に対する助成措置の対象企業数を拡大する。</p> <p>○ 平成16年12月に少子化対策会議において決定した少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(「子ども・子育て応援プラン」)に基づき、待機児童の計画的解消、多様な保育サービスの一層の充実を図っていく。(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度											
件数	177	234											
金額(千円)	726,442	1,252,685											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>児童数の拡大を図る。(平成16年度203万人)</p> <p>③延長保育を推進し、平成21年度までに16,200か所の保育所での実施を図る。(平成16年度12,783か所)</p> <p>④休日保育を推進し、平成21年度までに2,200か所の保育所での実施を図る。(平成16年度666か所)</p> <p>⑤夜間保育を推進し、平成21年度までに140か所での実施を図る。(平成16年度66か所)</p> <p>○放課後児童対策の充実</p> <p>⑥学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの推進など、放課後に保護者がいない主として小学校低学年児童</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 延長保育の推進(厚生労働省 昭和56年度～) 基本の開所時間である11時間を超えて行われる保育を推進する。 (平成18年度 実施箇所数14,431か所) (平成17年度 実施箇所数13,677か所)</p> <p>○ 休日保育の推進(厚生労働省 平成12年度～) 休日や祝日に働く保護者が安心して子どもを預けられる場を確保する。 (平成18年度 実施箇所数 798か所) (平成17年度 実施箇所数 706か所)</p> <p>○ 夜間保育の推進(厚生労働省 平成元年度～) 病院等夜間の勤務が必要な保護者が安心して子どもを預けられる場を確保する。 (平成18年度 実施箇所数 69か所) (平成17年度 実施箇所数 66か所)</p> <p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数 (厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="779 1238 1258 1347"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数(か所)</td> <td>15,184</td> <td>15,857</td> <td>16,685</td> </tr> <tr> <td>登録児童数(人)</td> <td>654,823</td> <td>704,982</td> <td>749,478</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年5月1日現在)</p>		17年	18年	19年	か所数(か所)	15,184	15,857	16,685	登録児童数(人)	654,823	704,982	749,478	<p>○ 平成16年12月に少子化対策会議において決定した少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(「子ども・子育て応援プラン」)に基づき、待機児童の計画的解消、多様な保育サービスの一層の充実を促進。(厚生労働省)</p> <p>○ 平成16年12月に少子化対策会議において決定した少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(「子ども・子育て応援プラン」)に基づき、待機児童の計画的解消、多様な保育サービスの一層の充実を促進。(厚生労働省)</p> <p>○ 平成16年12月に少子化対策会議において決定した少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(「子ども・子育て応援プラン」)に基づき、待機児童の計画的解消、多様な保育サービスの一層の充実を促進。(厚生労働省)</p> <p>○ 平成19年度より、文部科学省の実施する「放課後子ども教室推進事業」と一体的あるいは連携して、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設し、必要なすべての小学校区での実施をめざすこととしている。(厚生労働省)</p>
	17年	18年	19年													
か所数(か所)	15,184	15,857	16,685													
登録児童数(人)	654,823	704,982	749,478													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																								
	<p>に対する放課後児童対策を充実する。</p> <p>⑦放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。(平成16年度15,134か所)</p> <p>○幼稚園における子育て支援の充実</p> <p>⑧幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の実情に応じた子育て相談や保護者同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>学校の余剰教室で実施しているクラブ数及び全体に占める実施率(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="770 331 1256 443"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数(か所)</td> <td>4,216</td> <td>4,435</td> <td>4,759</td> </tr> <tr> <td>実施率</td> <td>27.8%</td> <td>28.0%</td> <td>28.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年5月1日現在)</p> <p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="790 651 1312 735"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数(か所)</td> <td>15,184</td> <td>15,857</td> <td>16,685</td> </tr> <tr> <td>登録児童数(人)</td> <td>654,823</td> <td>704,982</td> <td>749,478</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年5月1日現在)</p> <p>○幼稚園の子育て支援活動の推進(文部科学省 平成7年度～) 教育機能又は施設を広く地域に開放することを推進する私立の幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して補助。 平成17年度 34都道府県、2,548園へ補助 平成18年度 35都道府県、2,715園へ補助</p> <p>○預かり保育推進事業(文部科学省 平成9年度～) 「預かり保育」を継続的に実施する私立の幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して補助。 平成17年度 47都道府県、5,287園へ補助 平成18年度 47都道府県、5,402園へ補助</p>		17年	18年	19年	か所数(か所)	4,216	4,435	4,759	実施率	27.8%	28.0%	28.5%		17年	18年	19年	か所数(か所)	15,184	15,857	16,685	登録児童数(人)	654,823	704,982	749,478	<p>○引き続き実施予定。(厚生労働省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>
	17年	18年	19年																									
か所数(か所)	4,216	4,435	4,759																									
実施率	27.8%	28.0%	28.5%																									
	17年	18年	19年																									
か所数(か所)	15,184	15,857	16,685																									
登録児童数(人)	654,823	704,982	749,478																									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○総合施設の設置</p> <p>⑨就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、平成17年度に先行実施している試行事業の結果を踏まえ、必要な法整備を行い、平成18年度から本格的に実施する。</p> <p>○幼稚園就園奨励事業の促進</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○ 文部科学省に「子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議」を設置し、子育て支援に関する研修プログラムの検討を開始。(文部科学省 平成18年11月～)</p> <p>○ 平成19年6月に改正された学校教育法において、幼稚園におけるいわゆる「預かり保育」を位置付けるとともに、幼稚園に対し、保護者や地域の要請に応じて幼児期の教育の支援を提供するよう努力義務規定を新設。(文部科学省 平成19年6月)</p> <p>○ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)」の成立・施行(文部科学省、厚生労働省 平成18年度) 幼稚園、保育所等のうち、</p> <p>①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能(保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能)</p> <p>②地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能)</p> <p>を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みを創設。(文部科学省)</p> <p>認定件数(平成19年8月1日現在) 105件</p>	<p>○ 引き続き検討を行い、平成20年中を目途に報告書を作成する予定。(文部科学省)</p> <p>○ 現在改訂作業を進めている幼稚園教育要領において、いわゆる「預かり保育」や「子育て支援」が充実するよう、その内容や方法等について検討を実施(文部科学省)</p> <p>○ 申請見込件数(平成19年4月1日現在)(文部科学省、厚生労働省)</p> <p style="padding-left: 20px;"><平成19年度中> 542件</p> <p style="padding-left: 20px;"><平成20年度以降> 1460件</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																		
	<p>⑩幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業を推進する。</p> <p>○地域の子育て・介護支援体制の整備</p> <p>⑪各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るため、幼稚園就園奨励補助事業の充実を図っている。(文部科学省)</p> <p>○ 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)事業 (厚生労働省 平成17年度～) 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="797 847 1279 1265"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生後4か月までの全戸訪問事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(こんにちは赤ちゃん事業)の 実施市町村数(H19～)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>育児支援家庭訪問事業(実施市町村数)</td> <td>400</td> <td>451</td> </tr> <tr> <td>短期入所生活援助(ショートステイ)事業</td> <td>430</td> <td>511</td> </tr> <tr> <td>夜間看護等(トワイライト)事業実施か所数</td> <td>210</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センターの設置か所数</td> <td>437</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>延長保育実施か所数</td> <td>13,677</td> <td>8,976</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康支援一時預かり事業 実施か所数</td> <td>598</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>要保護児童対策協議会(虐待防止 ネットワーク)を設置している市町村数</td> <td>1,224</td> <td>1,271</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	生後4か月までの全戸訪問事業			(こんにちは赤ちゃん事業)の 実施市町村数(H19～)	—	—	育児支援家庭訪問事業(実施市町村数)	400	451	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	430	511	夜間看護等(トワイライト)事業実施か所数	210	236	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	437	480	延長保育実施か所数	13,677	8,976	乳幼児健康支援一時預かり事業 実施か所数	598	688	要保護児童対策協議会(虐待防止 ネットワーク)を設置している市町村数	1,224	1,271	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)事業目標値(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="1480 831 1935 1273"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生後4か月までの全戸訪問事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(こんにちは赤ちゃん事業)の 実施市町村数</td> <td>全市町村</td> </tr> <tr> <td>育児支援家庭訪問事業(実施市町村数)</td> <td>全市町村</td> </tr> <tr> <td>短期入所生活援助(ショートステイ)事業</td> <td>870</td> </tr> <tr> <td>夜間看護等(トワイライト)事業実施か所数</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センターの設置か所数</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>延長保育実施か所数</td> <td>16,200</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康支援一時預かり事業※ 実施か所数</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>要保護児童対策協議会(虐待防止 ネットワーク)を設置している市町村数</td> <td>全市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成19年度より病児・病後児保育事業に改称 平成20年度より保育対策等促進事業へ移行・再編</p>		21年度目標	生後4か月までの全戸訪問事業		(こんにちは赤ちゃん事業)の 実施市町村数	全市町村	育児支援家庭訪問事業(実施市町村数)	全市町村	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	870	夜間看護等(トワイライト)事業実施か所数	560	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	710	延長保育実施か所数	16,200	乳幼児健康支援一時預かり事業※ 実施か所数	1,500	要保護児童対策協議会(虐待防止 ネットワーク)を設置している市町村数	全市町村
	17年度	18年度																																																				
生後4か月までの全戸訪問事業																																																						
(こんにちは赤ちゃん事業)の 実施市町村数(H19～)	—	—																																																				
育児支援家庭訪問事業(実施市町村数)	400	451																																																				
短期入所生活援助(ショートステイ)事業	430	511																																																				
夜間看護等(トワイライト)事業実施か所数	210	236																																																				
ファミリー・サポート・センターの設置か所数	437	480																																																				
延長保育実施か所数	13,677	8,976																																																				
乳幼児健康支援一時預かり事業 実施か所数	598	688																																																				
要保護児童対策協議会(虐待防止 ネットワーク)を設置している市町村数	1,224	1,271																																																				
	21年度目標																																																					
生後4か月までの全戸訪問事業																																																						
(こんにちは赤ちゃん事業)の 実施市町村数	全市町村																																																					
育児支援家庭訪問事業(実施市町村数)	全市町村																																																					
短期入所生活援助(ショートステイ)事業	870																																																					
夜間看護等(トワイライト)事業実施か所数	560																																																					
ファミリー・サポート・センターの設置か所数	710																																																					
延長保育実施か所数	16,200																																																					
乳幼児健康支援一時預かり事業※ 実施か所数	1,500																																																					
要保護児童対策協議会(虐待防止 ネットワーク)を設置している市町村数	全市町村																																																					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定										
	<p>⑫子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度154か所)</p> <p>⑬保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度2,783か所)</p> <p>⑭急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミ</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 地域子育て支援拠点事業(厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援の推進を図る。</p> <p>○ つどいの広場事業(厚生労働省 平成14年度～18年度)</p> <p>子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」を身近な場所に設置し、地域の子育て支援の推進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="808 647 1167 724"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480箇所</td> <td>682箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 地域子育て支援センター事業(厚生労働省 平成5年度～平成18年度)</p> <p>保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進する。</p> <p>(平成18年度 実施箇所数 3,436か所) (平成17年度 実施箇所数 3,167か所)</p> <p>○ ファミリー・サポート・センターの設置状況(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="779 1262 1314 1340"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>437</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table>	17年度	18年度	480箇所	682箇所		17年度	18年度	設置数	437	480	<p>○ 地域子育て支援拠点事業(厚生労働省)</p> <p>すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子が集まって、相談や交流ができる(子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある)よう推進を図る。</p> <p>○ 平成16年12月に少子化対策会議において決定した少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(「子ども・子育て応援プラン」)に基づき、待機児童の計画的解消、多様な保育サービスの一層の充実を図っていく。(厚生労働省)</p>
17年度	18年度													
480箇所	682箇所													
	17年度	18年度												
設置数	437	480												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定														
	<p>リー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所)</p> <p>⑮保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。(平成16年度それぞれ364か所、134か所)</p> <p>⑯高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う。</p> <p>⑰地域の子育てを支援するため、商店街の空き店舗等を</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>	<p>○ 緊急サポートネットワーク事業の展開状況(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="748 360 1366 437"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>26</td> <td>37</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ ショートステイ事業・トワイライトステイ事業実施箇所数(厚生労働省) 平成18年度 ショートステイ事業 511か所 トワイライトステイ事業 236か所</p> <p>○ 高齢者活用子育て支援事業 高齢者に就業機会を確保・提供するシルバー人材センターを活用し、就学前幼児に対する保育施設からの送迎、世話などの育児支援等を実施(厚生労働省)</p> <p>シルバー人材センター会員(子育て支援事業)の就業延人員</p> <table border="1" data-bbox="775 1110 1294 1184"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員(千人日)</td> <td>287</td> <td>347</td> </tr> </tbody> </table> <p>(社)全国シルバー人材センター事業協会調べ</p> <p>○ 少子高齢化等対応中小商業活性化事業において、商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置・運営に対して補助を実施。(平成18年度～22年度)(経済</p>		17年度	18年度	19年度	団体数	26	37	40		17年度	18年度	人員(千人日)	287	347	<p>○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き、少子高齢化等対応中小商業活性化事業による支援を実施。(経済産業省)</p>
	17年度	18年度	19年度															
団体数	26	37	40															
	17年度	18年度																
人員(千人日)	287	347																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>活用したコミュニティ施設の設置・運営等に対する支援を行う。</p> <p>⑱少子化対策に資する育児関連サービス産業等について、関係省庁とも連携し、基盤事業の整備等の支援を行う。</p> <p>⑲子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。</p>	<p>経済産業省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>産業省) ※平成18年度においては、子育て支援のためのコミュニティ施設の設置運営14件を採択。</p> <p>○ サービス産業創出支援事業(育児支援関連サービス分野)(経済産業省 平成18年度～19年度) 保護者等のニーズを踏まえ、NPO・民間企業等の連携による新たな育児支援関連サービスの提供に対する支援を実施。 ※平成19年度においては事業名称を「サービス産業生産性向上支援調査事業(ビジネス性実証事業(育児支援関連サービス分野))」に変更し実施。(経済産業省)</p> <table border="1" data-bbox="772 730 1332 853"> <thead> <tr> <th colspan="2">18～19年度事業進捗状況</th> <th>(19年7月現在)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>53件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>16件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を推進する取組を実施。(文部科学省 平成16年度～18年度) 平成17年度:約 8,000力所 平成18年度:約 8,300力所</p> <p>○ 放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」を開始。(文部科学省 平成19年度～)</p>	18～19年度事業進捗状況		(19年7月現在)		18年度	19年度	応募件数	53件	16件	採択件数	16件	4件	<p>○ サービス産業創出支援事業(育児支援関連サービス分野)(経済産業省 平成18年度～19年度) ※平成19年度においては事業名称を「サービス産業生産性向上支援調査事業(ビジネス性実証事業(育児支援関連サービス分野))」に変更し実施。 本施策については、平成19年度で終了。(経済産業省)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>
18～19年度事業進捗状況		(19年7月現在)														
	18年度	19年度														
応募件数	53件	16件														
採択件数	16件	4件														

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○NPO等の支援</p> <p>㊸地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。</p> <p>○家庭教育支援</p> <p>21.すべての親に対するきめ細やかな家庭教育支援を進め、親が子育て中の悩みや不安を払拭し、自信を持って子育てができるよう、行政と子育て支援団体が連携した</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○「地域ボランティア活動推進事業」を実施。(文部科学省 平成17年度～18年度)</p> <p>○ 市民活動に関する情報提供の充実策として、内閣府NPOホームページで全国の特非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入手可能とする「NPO情報ポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」の運用を実施(内閣府 平成18年度～)。</p> <p>○ 市民活動団体の活動について、各地の先駆的なモデル事業の実施を通して効果的な活動促進策を分析し、全国に紹介。(内閣府 平成17～19年度)</p> <p>○ 家庭教育手帳の作成。(文部科学省)</p> <p>○「家庭教育支援総合推進事業」において、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する情報や学習機会の提供、相談体制の充実等きめ細かな家庭教育支援の取組を実施。(文部科学省)</p>	<p>○ 市民活動に関する情報提供の充実策として、「NPO情報ポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」の運用(内閣府 平成20年度)。</p> <p>○ 市民活動の担い手の育成として、NPOと地方自治体の協働事業を支援し、「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として広く情報発信。(内閣府 平成20年度)</p> <p>○ 引き続き作成予定。(文部科学省)</p> <p>○ 平成20年度より、「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において、地域において、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																												
	<p>家庭教育に関する学習機会の提供やIT活用を含む家庭教育支援など、家庭の教育力の向上に向けた総合的な施策を推進する。</p> <p>○子育てのための資産形成の支援</p> <p>22.教育積立貯金等を通じて自助努力による子育てのための資産形成の支援を行う。</p> <p>○児童虐待への取組の推進</p> <p>23.近年増加している児童虐待に対しては、福祉、保健、</p>	<p>総務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○「ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業」において、携帯電話による子育て相談や情報提供等を実施。(文部科学省)</p> <p>○子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる「早寝早起朝ごはん」国民運動の全国各地域における取り組みが図られるよう、普及啓発や先進的な実践活動等の効果について調査研究を実施。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○ 利用状況 【教育積立貯金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>口座数(千口座)</th> <th>現在高(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>11</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>11</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>11</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>11</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>10</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>9</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>7</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 教育積立貯金等の提供を通じて、自助努力による子育てのための資産形成を支援。(総務省)</p> <p>○ 児童虐待への取組の推進 (厚生労働省)</p> <p>児童相談所における児童虐待相談対応件数(厚生労働省調べ)</p>		口座数(千口座)	現在高(億円)	12年度	11	67	13年度	11	72	14年度	11	76	15年度	11	77	16年度	10	76	17年度	9	70	18年度	7	59	<p>教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進する予定。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 平成19年10月1日の民営化前に預入された教育積立郵便貯金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が管理することとされており、同機構が新たな郵便貯金の取扱いを行わないことから、平成19年10月1日以降は新たな預入の取扱いは行わない。(総務省)</p> <p>21年度目標値 (厚生労働省)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生後4か月までの全戸訪問事業</th> <th>全市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	生後4か月までの全戸訪問事業	全市町村		
	口座数(千口座)	現在高(億円)																														
12年度	11	67																														
13年度	11	72																														
14年度	11	76																														
15年度	11	77																														
16年度	10	76																														
17年度	9	70																														
18年度	7	59																														
生後4か月までの全戸訪問事業	全市町村																															

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																					
	<p>教育、警察、司法等の関係機関の適切な連携の下、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努める。</p> <p>○子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備</p> <p>24.子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしや</p>	国土交通省	<p>児童相談所における児童虐待相談対応件数(厚生労働省調べ)</p> <table border="1" data-bbox="757 288 1256 363"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>34,472</td> <td>37,323</td> </tr> </tbody> </table> <p>・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(厚生労働省調べ)(各4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="768 517 1137 628"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置市町村数</td> <td>1,224</td> <td>1,271</td> </tr> <tr> <td>設置率</td> <td>51.0%</td> <td>69.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部改正(平成19年5月成立、20年4月施行)</p> <p>○ 生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)の実施(厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ 育児支援家庭訪問事業の実施(厚生労働省 平成16年度～)</p> <p>○ 子供を育成する家庭等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本となる事項等を定めた、「住宅確保要配慮者に対する住宅の供給の促進に関する法律」の成立、施行(平成19年6月)(国土交通省)</p> <p>○ 地域優良賃貸住宅制度による子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの良質な賃貸住宅の供給支援(平成19年度～)(国土交通</p>		17年度	18年度	件数	34,472	37,323		17年度	18年度	設置市町村数	1,224	1,271	設置率	51.0%	69.0%	<table border="1" data-bbox="1429 272 2029 464"> <tbody> <tr> <td>生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)実施市町村数</td> <td>全市町村</td> </tr> <tr> <td>育児支援家庭訪問事業の実施市町村数</td> <td>全市町村</td> </tr> <tr> <td>要保護児童対策地域協議会 (虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数</td> <td>全市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 引き続き取組を実施(国土交通省)</p>	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)実施市町村数	全市町村	育児支援家庭訪問事業の実施市町村数	全市町村	要保護児童対策地域協議会 (虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数	全市町村
	17年度	18年度																							
件数	34,472	37,323																							
	17年度	18年度																							
設置市町村数	1,224	1,271																							
設置率	51.0%	69.0%																							
生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)実施市町村数	全市町村																								
育児支援家庭訪問事業の実施市町村数	全市町村																								
要保護児童対策地域協議会 (虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数	全市町村																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>すい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。</p>		<p>省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住生活基本法に基づき、住生活基本計画(全国計画)を閣議決定(平成18年9月)(国土交通省) ○ 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を定めた「住生活基本法」の成立、施行(平成18年6月)(国土交通省) ○ 高齢者の住み替え支援制度により高齢者が所有する戸建て住宅等を子育て世帯等に賃貸することを円滑化(国土交通省 平成18年度～) ○ 子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅の登録や居住に関する各種サポート等を行うあんしん賃貸支援事業(18年度～)(国土交通省) 実績: H18年度末現在 8箇所の自治体が事業に参加 ○ 大都市地域等の既成市街地において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備を総合的に推進 住宅市街地総合整備事業(16年度～)(国土交通省) 実績: H17 455地区 H18 414地区 H19 371地区 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業による良質な住宅取得の支援(15年度～)(国土交通省) 実績: H17 59,573戸 H18 59,409戸 	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>25.都市空間において緑地や子供の遊び場の確保に配慮した都市計画を策定する。</p> <p>26.安心して子育てができるよう、交通規制の実施や交通</p>	<p>国土交通省</p> <p>内閣府、警察庁</p>	<p>○ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度による良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援(14年度～)(国土交通省) 実績: H17 1,100戸 H18 1,300戸</p> <p>○ 都市再生機構賃貸住宅(新規供給)における近居に関する優遇措置(国土交通省 平成12年度～)</p> <p>○ 特定優良賃貸住宅制度によるファミリー向け賃貸住宅の供給支援(国土交通省 平成5年度～18年度) 実績: H5～H18累計 約22万戸</p> <p>○ 公共賃貸住宅団地における保育所との一体的整備(国土交通省) 実績: H18年度末現在 413施設</p> <p>○ 都市計画決定された公園・緑地(整備済) 平成18年3月31日時点 都市計画公園 36,452ヶ所 69,857ha 都市計画緑地 2,104ヶ所 17,129ha (参考) 都市計画決定された公園・緑地(整備済) 平成17年3月31日時点 都市計画公園 36,440ヶ所 68,833ha 都市計画緑地 2,080ヶ所 16,405ha</p> <p>○ あんしん歩行エリアの整備(警察庁及び国土交通省 15年度～19年度) 死傷事故発生割合が高い796地区を「あんしん歩行</p>	<p>○ 引き続き取組みを実施(国土交通省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>安全施設の整備の推進等による安全な道路交通環境の整備やチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり等に努める。</p> <p>○子育てバリアフリー等の推進</p> <p>27.妊婦、子ども及び子ども連れの人などが利用する建築物、公共交通機関及び道路や公園等の公共施設について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。</p>	国土交通省	<p>エリア」として指定した上、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な事故抑止対策を推進。</p> <p>○ バリアフリー対応型信号機等の整備(警察庁) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進している。 〈信号機のバリアフリー化の例〉 (17年度末) (18年度末)</p> <table border="1" data-bbox="772 550 1265 614"> <tr> <td>・歩行者感応化</td> <td>1,120基</td> <td>1,165基</td> </tr> <tr> <td>・歩車分離化</td> <td>3,867基</td> <td>4,281基</td> </tr> </table> <p>○ チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努めた。また、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートの利用しやすい環境づくりを促進したほか、販売店等における利用者への正しい使用の指導・助言を推進。なお、平成19年5月から6月に警察庁と(社)日本自動車連盟が合同で実施した全国調査の結果では、チャイルドシートの使用率は、6歳未満全体で46.9%。(警察庁)</p> <p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)成立(18.6)、施行(18.12)(国土交通省)</p> <p>○ バリアフリー環境整備促進事業により、バリアフリー新法に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備を図る(国土交通省 平成18年度～)</p> <p>○ バリアフリー新法に基づく不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の推進(国土交通省 平成14年度～)</p>	・歩行者感応化	1,120基	1,165基	・歩車分離化	3,867基	4,281基	<p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、平成18年に定められた移動等の円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成22年までに、原則として、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路において、バリアフリー対応型信号機等を整備。(警察庁)</p> <p>○ チャイルドシートの使用率が依然として低率であることから、平成19年7月に、警察庁から各都道府県警察に対し、「チャイルドシート使用促進対策の強化について」(通達)を发出し、チャイルドシート使用の更なる普及と正しい使用の促進を指示したところであり、今後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後部シートベルト着用義務化と併せたチャイルドシート着用促進の広報啓発 ・関係機関・団体と連携したチャイルドシートの正しい使用方法の普及 ・チャイルドシート貸出制度等の自治体等への支援要請等を更に推進。(警察庁) <p>○ 引き続き取組みを実施(国土交通省)</p>
・歩行者感応化	1,120基	1,165基								
・歩車分離化	3,867基	4,281基								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																	
			<p>○ 公共交通機関のバリアフリー化 公共交通機関における旅客施設のバリアフリー化の推進</p> <table border="1" data-bbox="781 384 1379 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道駅</td> <td>43.9%</td> <td>48.7%</td> <td>56.3%</td> <td>62.8%</td> </tr> <tr> <td>バスターミナル</td> <td>71.4%</td> <td>73.2%</td> <td>75.0%</td> <td>76.2%</td> </tr> <tr> <td>旅客船ターミナル</td> <td>75.0%</td> <td>77.8%</td> <td>71.4%</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>航空旅客ターミナル</td> <td>5.0%</td> <td>31.8%</td> <td>43.5%</td> <td>65.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>公共交通機関における車両等のバリアフリー化の推進</p> <table border="1" data-bbox="781 616 1323 855"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道車両</td> <td>23.7%</td> <td>27.9%</td> <td>32.1%</td> <td>(41.8%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20.0%※</td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低床バス</td> <td>18.0%</td> <td>22.6%</td> <td>27.8%</td> <td>33.1%</td> </tr> <tr> <td>ノンステップバス</td> <td>9.3%</td> <td>12.0%</td> <td>14.8%</td> <td>17.7%</td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>4.4%</td> <td>7.0%</td> <td>8.0%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>32.1%</td> <td>40.7%</td> <td>47.0%</td> <td>54.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段数字は、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準(基準強化後)による減。</p> <p>○ 歩行空間のバリアフリー化(国土交通省) 1日あたりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合が、39%(17年度)から44%(18年度)に向上</p> <p>○ 都市公園等のバリアフリー化(国土交通省) すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる身近な都市公園の整備を推進するとともに、園路の段差の解消や、誰でも使いやすいトイレの整備など、ユニバーサルデザインによる都市公園づくりを推進</p> <p>○ 路外駐車場のバリアフリー化(国土交通省) バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場のバリアフリー化の推進(18年度～)</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%	バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%	旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%	航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%		15年度	16年度	17年度	18年度	鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%)					20.0%※	バス車両					低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%	ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%	旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%	航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%	
	15年度	16年度	17年度	18年度																																																																	
鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%																																																																	
バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%																																																																	
旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%																																																																	
航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%																																																																	
	15年度	16年度	17年度	18年度																																																																	
鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%)																																																																	
				20.0%※																																																																	
バス車両																																																																					
低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%																																																																	
ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%																																																																	
旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%																																																																	
航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%																																																																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定		
	<p>28.妊婦及び子ども連れ等に対するバリアフリー環境の整備を推進するため、交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。</p> <p>イ ひとり親家庭等に対する支援の推進</p> <p>○ひとり親家庭の親等への総合的な自立に向けた支援の推進</p> <p>①子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子</p>	<p>国土交通省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>実績：18年度末現在 28%</p> <p>○ バリアフリー教室(交通バリアフリー教室)の実施(国土交通省 平成14年度～) 17年度 94件、18年度 96件</p> <p>○ バリアフリーボランティア事業の実施(国土交通省 平成17年度～) 17年度 5ヶ所、18年度 6ヶ所</p> <p>○ 交通バリアフリー情報提供システム「らくらくおでかけネット」(国土交通省 平成13年度～) 18年3月末までに、約400万アクセス(1日あたり3,000件)</p> <p>○ 養育費相談支援センター事業の実施(厚生労働省 平成19年10月～)</p> <p>○ 生活保護受給者等就労支援事業の実施(厚生労働省 平成17年度～)</p> <p>(%)</p>	<p>○ 引き続き取組みを実施(国土交通省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p>		
			<table border="1"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> </table>	17年度	18年度	
17年度	18年度					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																		
	家庭等の自立の促進を図る。		<table border="1" data-bbox="772 279 1377 347"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者における就職率</td> <td>33.6</td> <td>52.1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="734 368 1377 427">○ 母子家庭の母等に対する試行雇用奨励金の支給(厚生労働省 平成14年度～)</p> <table border="1" data-bbox="761 448 1377 517"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トライアル雇用開始者数(人)</td> <td>323</td> <td>324</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="734 553 1377 826">○ 母子家庭等職業的自立促進事業(厚生労働省) 児童扶養手当受給者の中には、就労経験がない又は乏しいこと等により「自立支援プログラム」における自治体の支援のみではなお就労が難しい者が存在することから、職業的自立を促進するための国における雇用のセーフティーネットとして、職業に就くための準備段階としての準備講習を実施した後に引き続き、実際の職業に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施。</p> <table border="1" data-bbox="772 853 1317 1002"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備講習付き職業訓練受講者数</td> <td>800人</td> <td>1,428人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="734 1013 1377 1042">○ 母子家庭等日常生活支援事業の実施(厚生労働省)</p> <p data-bbox="734 1106 1377 1134">○ ひとり親家庭生活支援事業の実施(厚生労働省)</p> <p data-bbox="734 1198 1377 1227">○ 子育て短期支援事業の実施(厚生労働省)</p> <p data-bbox="734 1291 1377 1350">○ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)</p>		17年度	18年度	支援対象者における就職率	33.6	52.1		17年度	18年度	トライアル雇用開始者数(人)	323	324		17年度	18年度	準備講習付き職業訓練受講者数	800人	1,428人	<p data-bbox="1393 368 1792 397">○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p data-bbox="1393 1013 1868 1042">○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)</p> <p data-bbox="1393 1106 1868 1134">○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)</p> <p data-bbox="1393 1198 1868 1227">○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)</p> <p data-bbox="1393 1291 2029 1375">○ 平成20年度より、センター事業に在宅就業推進事業を追加するとともに、一般市等において同様の事業を実施可能とする。(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																				
支援対象者における就職率	33.6	52.1																				
	17年度	18年度																				
トライアル雇用開始者数(人)	323	324																				
	17年度	18年度																				
準備講習付き職業訓練受講者数	800人	1,428人																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○子育て・生活支援策の推進</p> <p>②疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。</p> <p>③父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 自立支援教育訓練給付金事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)</p> <p>○ 高等技能訓練促進費事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)</p> <p>○ 母子寡婦福祉貸付金制度の実施(厚生労働省 昭和28年度～)</p> <p>○ 母子家庭等日常生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ ひとり親家庭生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 子育て短期支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 母子家庭等日常生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ ひとり親家庭生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 子育て短期支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p>	<p>○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)</p> <p>○ 平成20年度より、従来からの就業支援手当に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給する仕組み(入学支援修了一時金)を創設等。(厚生労働省)</p> <p>○ 平成20年度より、知識技能を習得している間の生活資金及び技能習得資金の償還期限を緩和。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																		
	<p>④若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。</p> <p>○就業支援策の推進</p> <p>⑤自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○母子家庭等日常生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ひとり親家庭生活支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○子育て短期支援事業の実施(厚生労働省)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○職業相談の実施(厚生労働省)</p> <p>職業相談状況</p> <table border="1" data-bbox="775 804 1375 983"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求職申込件数</td> <td>168437</td> <td>182345</td> </tr> <tr> <td>紹介件数</td> <td>271571</td> <td>294611</td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>66266</td> <td>72604</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練の実施(厚生労働省)(3(3)イ⑦に前掲)</p> <p>求職者が再就職に必要な能力を身につける離職者訓練については、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用することにより、多様な教育訓練機会を確保し実施。</p> <table border="1" data-bbox="801 1264 1294 1340"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>19万人</td> <td>17万人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	新規求職申込件数	168437	182345	紹介件数	271571	294611	就職件数	66266	72604		17年度	18年度	受講者数	19万人	17万人	<p>○引き続き実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																				
新規求職申込件数	168437	182345																				
紹介件数	271571	294611																				
就職件数	66266	72604																				
	17年度	18年度																				
受講者数	19万人	17万人																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑥母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。</p> <p>⑦母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。</p> <p>⑧母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。(平成16年度827人)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 自立支援教育訓練給付金事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 高等技能訓練促進費事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲)</p> <p>○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲) (実施主体) 平成17年度 83か所 平成18年度 94か所 平成19年度(見込み) 99か所</p> <p>○ 自立支援教育訓練給付金事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲) (実施主体数) 平成17年度 439か所 平成18年度 620か所 平成19年度(見込み) 703か所</p> <p>○ 高等技能訓練促進費事業の実施(厚生労働省 平成15年度～)(5(2)イ①に前掲) (資格取得者総数) 平成15年度～平成18年12月 1,600件</p>	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(3)家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進</p>	<p>ア 家庭生活への男女の共同参画の促進</p> <p>○家庭教育に関する学習機会の充実</p> <p>①これから親になる青年や子育て中の親を対象に、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供する。</p> <p>○父親の家庭教育参加の支援・促進</p> <p>②父親の家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での家庭教育に関する講座等の事業を実施する。</p> <p>○男性の家庭生活への参画促進のための広報・啓発等</p> <p>③男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府、法務省</p>	<p>○「家庭教育支援総合推進事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○「家庭教育支援総合推進事業」(文部科学省)(5(2)21に前掲)</p> <p>○法務省の人権擁護機関では、人権週間(12月4日～10日)の強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、年間を通じてテレビ・出版物による広報、ポスター・</p>	<p>○人権啓発活動を随時実施(法務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。</p> <p>イ 地域社会への男女の共同参画の促進</p> <p>○地域社会活動への参画促進</p> <p>①暮らしやすい活力ある地域社会をつかっていくためには、地域社会への住民参加が重要であり、男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行う。</p> <p>○ボランティア活動等の参加促進のための環境整備</p> <p>②ボランティア活動に関する調査研究を行い、情報提供・</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>パンフレット等の配布、講演会・座談会等を実施(法務省)</p> <p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)</p> <p>○ 男女共同参画総合情報誌の発行(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 男女共同参画に係る啓発ビデオの制作(内閣府 平成12年度～)</p> <p>○ 地域福祉等推進特別支援事業(厚生労働省)「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の</p>	<p>○ 男性の仕事と育児の両立意識啓発事業(厚生労働省) 育児期の男性労働者を対象として、仕事と家庭が両立可能な働き方を設計・実践できるツールとしてのハンドブックを作成、配布し、男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発を促進。</p> <p>○ 引き続き男女共同参画週間等を通じて広報啓発活動を実施。(内閣府)</p> <p>○ 地域福祉等推進特別支援事業について、引き続き実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>相談事業を実施する。また、都道府県のボランティア登録制度の整備の支援等を通じ、人々のボランティア活動への参加促進を図る。</p> <p>③勤労者が、その希望に応じてボランティア活動等に参加することができるよう、事業主団体、ボランティア関係団体と連携しつつ、情報提供、相談活動等を実施する。</p> <p>④地域におけるボランティア活動を推進するための事業への支援を行い、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を都道府県・指定都市・市区町村等に対して実施(平成19年度～)。</p> <p>○ ボランティア振興事業(厚生労働省) 学童・生徒またはボランティア活動に参加意欲のある社会人等すべての地域住民が福祉教育に接する機会を得て福祉活動への理解と関心を深めるための福祉教育推進事業、ボランティア活動を希望する企業・労働組合・農協・生協・住民参加型サービス団体の担当者等を対象とするリーダーやコーディネーター等の養成・研修事業、ボランティア活動の動向や先駆的な活動事例等を紹介する情報誌を発行する広報・啓発事業等を都道府県・指定都市社会福祉協議会にて実施(平成13年度～18年度)。 17年度 全ての都道府県、指定都市社会福祉協議会にて実施。 18年度 全ての都道府県、指定都市社会福祉協議会にて実施。</p> <p>○ 特別な休暇制度普及促進事業の実施 (厚生労働省) ・事業主及び勤労者に対する啓発活動(平成19年度～) ・事業主及び勤労者を対象にした講演会の開催(平成19年度～)</p> <p>○ 「地域ボランティア活動推進事業」を実施。(文部科学省 平成17年度～18年度)(5(2)⑬に前掲)</p> <p>○ ボランティア活動広報啓発・普及事業を実施。(文部科学省 平成18年度)</p>	<p>○ 引続き同様の取組を行う予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○NPO等の活動への参画促進のための環境整備</p> <p>⑤男女共同参画などの分野で活動を行うNPO等の活動に、男女が共に参加でき、また、その中で日ごろの学習活動の成果や知識・技能をいかせるような環境整備の推進を図る。また、NPO等に対する社会的に支援する仕組みについて検討する。</p> <p>○消費者教育の推進・支援</p>	内閣府	<p>○全国ボランティア活動振興センター運営事業(厚生労働省) 経済団体・労働団体・マスコミ・教育等の各界によるボランティアシンポジウムの開催、全国的な広報・啓発を行うボランティアに関する各種資料・文献等の情報提供やボランティアセンター担当者に対する研修事業等の事業を全国社会福祉協議会にて実施。</p> <p>○市民活動に関する情報提供の充実策として、内閣府NPOホームページで全国の特非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入手可能とする「NPO情報ポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」の運用を実施(内閣府 平成18年度～)(5(2)ア⑩に前掲)</p> <p>○市民活動団体の活動について、各地の先駆的なモデル事業の実施を通して効果的な活動促進策を分析し、全国に紹介。(内閣府 平成17～19年度)(5(2)ア⑩に前掲)</p>	<p>○今後も引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○市民活動に関する情報提供の充実策として、「NPO情報ポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」の運用。(内閣府 平成20年度)</p> <p>○市民活動の担い手の育成として、NPOと地方自治体の協働事業を支援し、「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として広く情報発信。(内閣府 平成20年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑥地方公共団体の行う社会教育の一環として、消費者生活に関する学習を奨励するとともに、国立大学等において公開講座を開設するなど、消費者問題に関する各種の学習機会を提供する。また、消費生活センターと教育委員会との連携強化などにより、学校や社会教育施設における消費者教育の推進を図る。</p>	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活センターと教育委員会の連携強化のため、内閣府国民生活局長、文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長名にて各都道府県・政令指定都市長宛てに文書を発出。(内閣府、文部科学省)(18年度) ○ 消費者問題の専門家を全国各地の公民館等の施設や集会所等へ派遣する「消費者問題出前講座」を実施。(内閣府 平成13年度～19年度) ○ 独立行政法人国立女性教育会館では、女性教育情報センターにおいて、消費者教育を含む女性・家庭に関する情報提供サービスを実施。(文部科学省) ○ 消費生活センターと教育委員会の連携強化について各種会議において要請。(文部科学省) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、「消費者問題出前講座」の実施等を通じて、学校や社会教育施設における消費者教育を推進。平成20年度から独立行政法人国民生活センターへ業務移管。(内閣府) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省)